

学校のきまり（校則）

※赤が改正箇所

総 則	
① 法令に触れることをしない。	⑤ 本校で指定したものを着用する。
② 公共物を大切に使う。	⑥ 身だしなみを整える。
③ 授業に真剣に取り組む。	⑦ 時間を守る。
④ 交通ルールを守る。	⑧ 不必要なものを持ってこない。

細則（諸規定）

（１）制服

	夏 服	冬 服
男子	白色のワイシャツまたは開襟シャツ ※裾はズボンに入れること。	標準型学生服（黒色）
	ストレート長ズボン（黒色）	※ノータックまたはワンタックとする。

	夏 服	冬 服
女子	白色丸えりブラウス 棒ネクタイ（エンジ色）を付ける。	鴨島第一中学校指定のセーラー服（紺色） ネクタイ（エンジ色）を付ける。
	レース・刺繍等飾りのついたものは不可	
	スカート（紺色）	※長さはひざがかくれる程度を標準とする。 ひだの本数は24～32本
	ズボン（紺色）	※学校指定のもの

※学校指定の名札を所定の位置に付ける。
・身体にあわないズボン（極端にウエストの高い等）は、認めていない。
・スカートの丈を短く切ったり、折ったりすることは認めていない。

（２）その他の服装・頭髪

- ① 通学用の服装は、特に許可がない限り、制服で通学する。（授業は制服で受ける。）
- ② くつは運動靴とする。（色の指定はなし ※運動に適したものであること。）
ブーツ・ハイカットは認めない。
- ③ 靴下は男女ともに、白・黒・紺・灰色のソックス（小さなポイントは両側も可）
※入学式・卒業式・修了式・始業式・終業式（儀式）は靴下は白に統一する。
※ストッキング・タイツ・スパッツの色はベージュまたは黒を原則とする。
靴下との間に肌が見えないようにする。（儀式の際は、ベージュ）
- ④ 長ズボンを着用する際はベルトを使用し、色は黒または茶・紺とする。
- ⑤ 冬の制服の下に着る肌着、Tシャツの色は白・黒・紺・灰色とする。デザインは丸首・Vネック・ハイネックとする。
- ⑥ 夏の制服の下に着る肌着、Tシャツの色は白、黒、紺、灰色、自分の肌に近い色とする(体操服は可)。また、デザインは小さいワンポイントのみとする。ハイネックは認めない。

- ⑦ 防寒着は派手でなく通学に適したもの（室内では、原則着用しない）また、教師の許可を得た場合のみ、室内での着用を可とする。
- ⑧ 体操服は、必ず左胸の校章下に記名をする。
- ⑨ 水泳着は黒色または紺色のものとする。
 - ・男子はトランクスタイプ
 - ・女子はワンピースまたはセパレートタイプのスクール水着
 - ※女子は腹部を完全に覆うものとする。
- ⑩ 頭髪等について
 - ・頭髪のパーマ、染髪、脱色等しない。
 - ・長い髪は束ねる。（ヘルメットが安全にかぶれるよう、高い位置では結ばない。また編み込みはしない。）
 - ・ヘアゴムの色は原則、黒、茶、紺とする。
 - ・派手な髪型にしない。
 - ・ピアス、アクセサリー等を着用しない。

(3) 自転車通学規定（通学願いを提出した生徒に許可証を発行します。）

- ① 自転車通学が許可される生徒
交通安全に気を配り、交通規則を守る生徒（通学距離は問いません。）
- ② 通学用自転車について
 - ア 従来、普通車とよばれる自転車を原則とする。
 - イ 通学用自転車は、安全性の確実なものを使用すること。
 - ・ハンドルの変形、必要外の装飾器具は認めない。
 - ・ブレーキ、ベル、ライトは定期的に点検すること。
 - ・両立スタンドが望ましい。（駐輪場が狭いため）
 - ・後ろに荷台のあるものが望ましい。（荷物が多いときに利用）
- ③ 盗難防止について
 - ・駐輪場では鍵をかけ、スペアキーは家庭で保管する。
 - ・後輪の泥よけ上に通学許可シールを貼り付ける。
 - ・名前を明記する。
- ④ 守らなければならない事項（交通規則）を十分に守ること。
 - ・自転車を利用するときはヘルメットを必ず着用し、あごひもを確実にしめる。
 - ・左側端を一直線で通ること。
 - ・二人乗りをしないこと。
 - ・雨の日は雨具を着用すること。（傘さし運転は禁止）
 - ・細い道路より広い道路に出るときは一時停止をすること。
 - ・横断歩道・踏切では一旦停止、左右の確認をして出ること。
 - ・信号機の信号に従い、夜間はライトをつけること。
- ⑤ その他
自転車通学規則を守らない者は、許可を取り消すことがある。